

## 日野市自動体外式除細動器貸出要綱

平成19年 6月12日  
制定

### (目的)

第1条 この要綱は、市民を対象とした各種行事に、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸与することにより、心肺停止者へ早期の救命手当を行い、もって市民の健康と安全の確保に資することを目的とする。

### (貸出の対象)

第2条 AEDの貸出は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 市が主催（共催を含む。）する行事
- (2) 市が後援・協力する行事
- (3) 市民が主催し、かつ営利を目的としない行事
- (4) その他、市長が必要と認めた場合

### (貸出の要件)

第3条 前条の行事等の主催者は、原則として医師等の医療従事者又は救急救命講習を受講した者を配置しなければならない。

### (貸出の期間)

第4条 AEDの貸出期間は、1回の申請につき7日以内（市の休日を含む。）とする。  
ただし、市長が特に必要があると認めたときは、延長することができる。

### (貸出の申請)

第5条 AEDの貸出を受けようとする者は、貸出を希望する日の2か月前から7日前までにAED借用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

### (貸出の決定)

第6条 市長は、前条の規定によりAED借用申請書が提出された場合、その内容を審査し、貸出を決定したときは貸出決定通知書（第2号様式）により、貸出をしないことを決定したときは貸出不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知しなければならない。

### (維持管理)

第7条 前条の規定により貸出の決定通知を受けたもの（以下「使用者」という。）は、使用説明書による取扱いを遵守の上、AEDを常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。また、AEDを申請した目的以外に利用し、又は転貸してはならない。

(費用負担)

第8条 貸出期間中、A E Dを傷病者に対して使用した場合において、その使用した付属品のパッドの新しいパッドへの更新は、A E D返却後速やかに市長の責任及び負担において行う。

(損害賠償)

第9条 市長は、使用者がA E Dを紛失し、又は破損した場合には、市長が相当と認める金額をもって、賠償させるものとする。

(損害賠償責任)

第10条 市は、A E Dの誤った使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わない。

(返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者からA E Dを返還させることができる。

- (1) 使用者がA E Dを使用しなくなったとき。
- (2) 市長が必要と認めたとき。

付 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

## A E D 借用申請書

申請日	年      月      日
団体名	
代表者	
代表者住所	
代表者電話番号	
使用責任者 (AED 講習会受講済者)	
使用責任者住所	
使用責任者電話番号	

貸出申請期間	年      月      日から 年      月      日まで (      日間)
利用理由	

使用にあたっての承諾事項	サイン
貸出を受けるにあたり、本品を紛失・盗難などで返却できなくなった場合には、同等品を購入の上弁償いたします。	
本品の返却時に使用報告書を提出いたします。	

..... ※以下 市記入欄 .....

台帳記入	報告書受領

係	係長	課長補佐	課長

A E D 貸出決定通知書

申請日	年 月 日
団体名	
代表者	
代表者住所	
代表者電話番号	
使用責任者 (AED 講習会受講済者)	
使用責任者住所	
使用責任者電話番号	

貸出申請期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
--------	--------------------------

上記のとおり貸出を許可します。返却時に下記使用報告書を提出して下さい。

日野市長

..... 切り取り線 .....

使用報告書

使用団体名	
使用責任者名	
使用の有無	有 無
使用した場合の使用状況報告	
本体の損傷原因となるような事故	落下 水濡れ 加重 その他 ( )
返却日	年 月 日
返却できない理由	なし 盗難 紛失 その他 ( )

第3号様式(第6条関係)

### A E D 貸出不承認通知書

申請日	年 月 日
団体名	
代表者	
代表者住所	
代表者電話番号	
使用責任者 (AED講習会受講済者)	
使用責任者住所	
使用責任者電話番号	

貸出申請期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
--------	--------------------------

上記のとおり申請いただいたAED貸出については、不承認としましたのでその旨通知します。

理由：

日野市長